

第 26 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 7 年 8 月 28 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 7年 8月28日 (木) 15時30分～16時16分

●場所

茅室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第3	報告第2号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件
日程第4	報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件
日程第5	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
日程第6	議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第7	議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
日程第8	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第22条の第1項の規定による農用地買入協議要請の件
日程第9	議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件
日程第10	議案第6号 現況証明願いの件

●出席委員

1番	島部 亨	2番	平林 浩哉	3番	中捨 雅裕	4番	嶋崎 敏文
5番	野澤 修治	6番	盛田 義政	7番	山川 直孝	8番	小林 幸雄
9番	土屋 克彦	10番	松久 和明	12番	鳥本 和則	13番	高橋 仁
14番	栗野 秀明	15番	堀井 和宏	16番	道下 勇治	17番	横溝 勲

●欠席委員

11番 珠玖 春美

●委員会に参与した者

事務局長 藤野 元成	事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏
農地振興係主事 佐伯 雛	

●議事録署名委員

8番 小林 幸雄 9番 土屋 克彦

(15時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、8番 小林委員、9番 土屋委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは、番号1番から番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町芽室南6線、公募・現況地目とも畠、面積19,655m²です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号2番】土地の所在は、芽室町美生2線外合計7筆、公募・現況地目とも畠、合計面積128,052m²です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号3番】土地の所在は、芽室町美生2線外合計2筆、公募・現況地目とも畠、合計面積28,032m²です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件を議題とします。それでは、高橋現地調査委員長より復元状況調査の結果について報告をお願いします。

○13番（高橋委員） 13番高橋です。農地等一時転用許可に係る復元状況調査の件。先に許可されました一時転用について、期間満了もしくは事業完了に伴い、復元状況の現地調査を実施したので報告する。8月19日の13時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、島部委員、平林委員、山川委員、栗野委員、そして私高橋、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より調査内容の説明を受け、担当委員から補足説明があった後、現地調査を行いました。調査の結果、番号1番から番号3番について、農地として復元できていることを確認しました。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、高橋現地調査委員長より報告がありました報告第2号について、

発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、小林あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○8番（小林委員） 8番小林です。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。8月20日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、中捨委員、鳥本委員、栗野委員、横溝委員、そして私小林、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、13時30分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、15時30分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号3番は賃貸借でのあっせん成立となりました。また、番号1番、番号2番については、資金調達等に時間を要するためあっせん不成立となりました。あっせん内容の詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、小林あっせん委員長より説明がありました報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。それでは、番号1番から番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町伏美12線、公簿・現況地目とも畠、面積36,000m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年7月31日、土地の引渡しの時期は令和7年11月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号2番】土地の所在は、芽室町伏美12線、公簿・現況地目とも畠、面積6,143m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年7月31日、土地の引渡しの時期は令和7年11月30日となっております。詳

細については、議案書をご覧ください。

【番号3番】土地の所在は、芽室町伏美12線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積30,153m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年7月31日、土地の引渡しの時期は令和7年11月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号4番】土地の所在は、芽室町伏美12線、公簿・現況地目とも畠、面積19,626m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年7月31日、土地の引渡しの時期は令和7年11月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番から番号4番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号2番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号3番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号4番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

●日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町中伏古5線外合計9筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積1

94,702m²です。本申請は、贈与となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 中捨委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○3番（中捨委員） 3番中捨です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、市街地より南へ約8kmに位置しており、本申請は親から子への贈与です。譲受人は、農業歴35年のベテランであり、地域の公職を歴任されました。現在は、家族で営農を行っているため、特に問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号2番】土地の所在は、芽室町上芽室南3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積79,570m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 土屋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（土屋委員） 9番土屋です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、市街地より約6km離れた報徳高台に位置しています。譲受人の自作地の隣接農地であり、規模拡大を考えての賃貸借となっています。また、周辺地域からの理解もあるため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号3番】土地の所在は、芽室町祥栄西18線外合計29筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積103,254m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 横溝委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○17番(横溝委員) 17番横溝です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、祥栄より西へ約3km、自宅周辺と道東自動車道の北側にある農地です。貸人は、本年をもって営農を終了するため、借人へ賃貸借するものです。借人は、以前から貸人の手伝いをされ、好意にしており、野菜等を取り入れても余裕があることから、問題のない案件と思われます。

○議長(島部会長) これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長(島部会長) 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長(島部会長) 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長(島部会長) 次に、番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 【番号4番】土地の所在は、芽室町上美生7線外合計43筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積514,868.52m²です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長(島部会長) ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります栗野委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番(栗野委員) 14番栗野です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、上美生市街地より西へ約3kmに位置しています。本申請は、親から法人への使用貸借です。借人は、大規模牧場を家族で経営しており、20年間後継者として酪農業に従事したベテランで、地域的にも人望があります。また、周辺地域からの理解もあるため、問題のない案件と思われます。

○議長(島部会長) ここで、暫時休憩といたします。

15時51分 休憩

15時52分 再開

○議長(島部会長) 休憩をとき、会議を再開します。

○議長(島部会長) これより質疑を行います。番号4番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長(島部会長) 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長(島部会長) 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長(島部会長) 以上で、議案第2号を終わります。

●日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計8筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積22,101m²です。本申請は、砂利採取及び基盤整備のための一時転用です。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります私の方から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

○1番（島部委員） 1番島部です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、祥栄橋より北へ約500mの右側にある農地です。砂利採取後の復元に引き続き、行われる砂利採取及び基盤整備となっています。申請地は、もともと河川敷もあったため、今回の申請で優良な農地にしていくものです。また、周辺地域からの理解もあるため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。なお、番号1番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整いしだい、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号2番】土地の所在は、芽室町北芽室北4線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積11,554m²です。本申請は、砂利採取及び基盤整備のための一時転用です。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 高橋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番（高橋委員） 13番高橋です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、美蔓地区下台で道道75号線とビバウシ川が交差し、貸人の住宅東側に位置しています。西側から砂利採取を行っており、今回で5回目の砂利採取及び基盤整備を行うこととなります。また、周辺地域からの理解もあるため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原

案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。なお、番号2番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整いしだい、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

●日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地買入協議要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地買入協議要請の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番から番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地買入協議要請の件。農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められているので、芽室町に対し買入協議を行うよう要請することについて審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町雄馬別12線外合計5筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積74,157m²です。

【番号2番】土地の所在は、芽室町雄馬別10線外合計21筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積97,768.70m²です。

○議長（島部会長） 次に、小林あっせん委員長より経過について、説明願います。

○8番（小林委員） 8番小林です。農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地買入協議要請の件。農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められているので、芽室町に対し買入協議を行うよう要請することについて審議を求める。番号1番から番号2番について、譲受希望者の資金調達等に時間を要するため、公社への買入が必要となったものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。番号1番から番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに番号1番について、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

●日程第9 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件を議題とします。それでは、整理番号19番から整理番号23番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により次の農用地利用集積等促進計画（案）について、公益財団法人北海道農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することについて、議決を求める。

【整理番号19番】土地の所在は、芽室町栄5線、公簿・現況地目とも畠、面積48,842m²を売買するものです。

【整理番号20番】土地の所在は、芽室町栄2線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積42,300m²を売買するものです。

【整理番号21番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計6筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積26,571m²を売買するものです。

【整理番号22番】土地の所在は、芽室町雄馬別13線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積50,331m²を賃貸借するものです。

【整理番号23番】土地の所在は、芽室町雄馬別13線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積50,331m²を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号19番から整理番号23番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。整理番号19番から整理番号23番について、原案のとおり、公益財団法人北海道農業公社に対し農用地利用集積等促進計画を作成するよう要請することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号19番から整理番号23番について、原案のとおり決定し、公益財団法人北海道農業公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することとします。なお、本町においては、公益財団法人北海道農業公社から、今回要請した計画案のとおり計画許可申請があった場合には、遅滞なく、許可・公告を行うこととします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第5号を終わります。

●日程第10 議案第6号 現況証明願いの件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第6号 現況証明願いの件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第6号 現況証明願いの件。次の者から現況証明願いがあつたので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町坂の上7線、公簿地目は畠、面積は1,991m²です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号2番】土地の所在は、芽室町上美生7線外合計5筆、公簿地目は畠、合計面積は8,944m²です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号3番】土地の所在は、芽室町坂の上9線、公簿地目は畠、面積は779.98m²です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号4番】土地の所在は、芽室町雄馬別13線、公簿地目は畠、面積は2,515m²です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） 次に、高橋現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○13番（高橋委員） 13番高橋です。8月19日の13時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、島部委員、平林委員、山川委員、栗野委員、そして私高橋、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より願い出の概要、担当委員からの補足説明があつた後、現地調査を行いました。現地調査の結果、番号1番から番号4番について「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより、質疑に入ります。番号1番から番号4番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに、番号1番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、番号1番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、番号2番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号3番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号4番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第6号を終わります。

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第26回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

（16時16分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 7年 8月 28日

議長（農業委員会会長）

会議録署名委員

会議録署名委員